米子市告示第170号

認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転等の登記につい

7

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産であって、その登記関係者の全部又は一部の所在が知れないものの所有権の保存又は移転の登記に係る公告を求める旨の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者 等は、米子市長に対し、異議を述べることができる。

令和7年9月3日

米子市長 伊 木 隆 司

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称 長砂町自治会
- (2) 区域 別紙区域図のとおり
- (3) 主たる事務所の所在地 米子市長砂町377番地2
- 2 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産(以下「申請不動産」という。)に関する事項
 - (1) 土地

地目	面積	所在及び地番
宅地	296.11平方メートル	米子市長砂町497番

(2) 所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			住所
北	嶋	哲	米子市長砂町766番地

森	住	甹	_	米子市長砂町520番地
織	奥	鶴	雄	米子市長砂町513番地
大	木	寛	悦	米子市長砂町594番地
坂	根	辰	義	米子市長砂町794番地
横	Ш		顯	米子市長砂町821番地
三	内	仙	_	米子市長砂町393番地
船	Щ	武	夫	米子市長砂町411番地
三	浦	博	武	米子市長砂町557番地

- 3 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を 述べることができる者の範囲
- (1) 申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人
- (2) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 4 異議を述べることができる期間及び方法
- (1) 期間 令和7年9月3日から同年12月4日まで
- (2) 方法 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22 条の3第3項に規定する申出書に必要事項を記載し、申請不 動産の登記事項証明書及び住民票の写しを添えて提出するこ と。



